

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

674号
2025

滋賀県各地でメーデーが開催されました

5月1日は労働者の祭典「メーデー」です。日本では1920年に第1回メーデーが開催され、今年で96回目を迎えます。

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、4月26日に第96回滋賀県労働者統一メーデーを県内4か所で開催し、計約3000人が参加しました。中央集会は、大津市の膳所城跡公園で開催され、労働組合の組合員やその家族約800人が参加しました。

集会では、「次代につなぐ平和の願い!みんなでつくろう支え合う安心社会と確かな未来(あした)を!」のスローガンのもと、「2025年、節目の年。私たちは、過去に学び、現在(いま)を考え、未来(あした)を見据える年にしなければならない。」「能登半島地震発災から1年が経過した。阪神・淡路大震災から30年。私たちは、災害の記憶を風化させることなく、被災地・被災者に寄り添った支援を継続し、これからも支え合い・助け合い運動を展開していく。」「戦後・被爆80年。私たちは平和の尊さ、戦争の悲惨さを次代に継承するとともに、世界の働く仲間と連帯を強め、非人道的な核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、平和運動を力強く進めていく。」「企業規模間、雇用形態間、男女間の格差は正と労務費を含む適切な価格転嫁、適正取引を徹底し、地場の中小企業や、労働組合のない中小・小規模事業所にも賃上げのすそ野を広げていかなければならない。」「信頼ある政治の実現をめざすとともに、一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない社会をともに築いていこう。」とメーデー宣言を採択しました。

また、滋賀県労連等を中心とする滋賀県民メーデー実行委員会は、5月1日に第96回滋賀県民メーデーを県内9か所で開催し、計約570人が参加しました。中央集会は膳所城跡公園で行われ、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をスローガンに、「すべての労働者の大幅賃上げ・底上げ」「最賃全国一律法制化実現、今すぐ時給1500円以上への引き上げと1700円への道筋を」「ジェンダー平等社会の実現、多様性の尊重」などを訴え、参加者に団結を呼びかけました。

また、メーデー宣言として「私たちは労働者の直面する困難をすべての働く仲間との連帯の力で、打開していきます。平和の実現に向けて世界のたたかう仲間と固く団結し、連帯強化をすすめます。」「物価高騰を上回る大幅賃上げ・底上げで生活改善をはかり、あらゆるハラスメントをなくし、ジェンダー平等の視点で均等待遇と格差是正をめざします。」などと確認し、デモ行進を行いました。



目次

- 表紙 第96回メーデー開催
- P2 令和7年度業務改善助成金のご案内
人材確保等支援助成金(テレワークコース)・働き方改革推進支援助成金について
- P3 ドナー休暇制度のご案内
障害の理解のための出前講座
高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内
- P4 しがジョブパークのご案内
シニアジョブステーション滋賀のご案内
プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内
- P5 外国人材受入サポートセンターのご案内
令和7年度ベトナム人材交流推進事業
キャリア人材バンク
- P6 認知症に関する企業向け出前研修
仕事と介護の両立支援アドバイザー
事業主推薦制度のご案内
- P7 健康寿命延伸プロジェクト知事表彰事業 取組大募集
職場における熱中症対策が義務化されます
2025年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
- P8 おうみの名工、おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～
在職者訓練のご案内
- P9 能力開発研修のご案内
生産性向上支援訓練のご案内
- P10 令和7年度労働保険年度更新手続き
「滋賀県ちいさな企業応援月間」
- P11 労働委員会だより
- P12 若年層等確保・定着支援事業のご案内
シルバー人材センターからのお知らせ

7月1日～7日は全国安全週間です

<令和7年度スローガン>

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

令和7年度 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

お問合せ先

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9：00～17：00）

交付申請書等の提出は滋賀労働局 雇用環境・均等室まで

働き方改革の推進を支援します!!

中小企業事業主(★)のみ対象

働き方改革推進支援助成金

長時間労働の見直しのため、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進、労働時間などの設定改善推進等、以下の成果目標に取り組み中小企業事業主や傘下企業を支援する事業主団体に対し、その実施に要した費用の3/4(※上限額あり・団体推進コースは別途定めあり)を助成するものです。是非ご活用ください。

※新たに長時間労働が認められる業種(情報通信業・宿泊業)が対象となったほか、長時間労働恒常化要件に該当する事業主はパソコン・タブレット・スマートフォン、一部の自動車の購入費用等が助成対象となりました。

○業種別課題対応コース(助成上限額 合計550万円) ※業種により助成上限額は異なります。

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されている建設業・運送業・病院等・その他長時間労働が認められる業種(情報通信業・宿泊業)の中小事業主が対象

- ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新規導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか1つ以上の新規導入
- ④9時間以上(運送業は10時間以上)の勤務間インターバルの新規導入、適用範囲拡大、時間延長
- ⑤4週における所定休日を1日～4日以上増加(建設業のみ)
- ⑥医師の働き方改革の推進(労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施)(病院等のみ)

○労働時間短縮・年休促進支援コース(助成上限額 合計200万円)

- ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減
- ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新規導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか1つ以上の新規導入

○勤務間インターバル導入コース(助成上限額120万円)

9時間以上の勤務間インターバル制度の新規導入、適用範囲拡大、時間延長

※上記3コースは賃金引上げ加算制度あり(引上げ率、対象労働者数に応じて6万～720万円上限加算)

詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

○団体推進コース(助成上限額 原則500万円)

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を行い、構成事業主の1/2以上に対してその取組または取組結果を活用する。

※各コースの交付要綱、支給要領、申請マニュアル、よくあるQ&A等は右QRコードから厚生労働省HPへ⇒

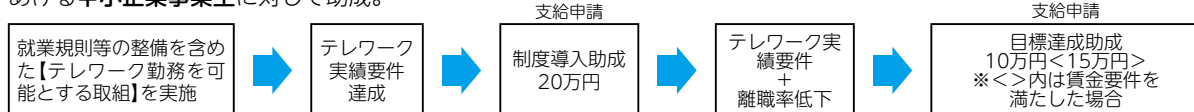


良質なテレワークの新規導入・実施

中小企業事業主(★)のみ対象

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に対して助成。



※テレワークコースの支給要領、申請マニュアル、リーフレット等は右QRコードから厚生労働省HPへ⇒

★「中小企業事業主」とは…

「業種」に応じて(A)「資本金の額又は出資の総額」または(B)常時使用する企業全体の労働者数のどちらかの要件を満たす事業主です。(B)の「常時雇用する労働者」とは、2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者をいいます。



滋賀労働局雇用環境・均等室 〒520-0806 大津市打出浜14-15 4階 Tel:077-523-1190

県内企業・
事業所の皆様へ

ドナー休暇制度の導入で助かる命があります！

白血病などの病気を患う方にとって骨髄移植は有効な治療法ですが、骨髄を提供するドナーは10日程度医療機関にお越しいただく必要があり、仕事を理由に提供を辞退してしまう方が多くおられます。そこで、滋賀県ではドナーが外来受診・入院のために取得する休暇を、企業で「ドナー休暇」として特別休暇に定めていただく取組を推進しています。

詳しくは、左のQRコードから、(公財)日本骨髄バンクや滋賀県のホームページをご覧ください。ドナー休暇制度導入のご検討を、よろしくお願いします！

日本骨髄バンク
ホームページ

ドナー休暇制度を活用したドナーは、、、

ドナーに適合した際、仕事の都合もあり骨髄提供を行うか悩んだが、ドナー休暇制度があったおかげで上司や同僚の理解を得やすく、安心して提供に専念することができました！



有給休暇が少なかったで、とてもありがたかったです。働きながらも骨髄提供をして患者さんの命を救えたことが嬉しく、特別休暇を付与してくれた会社にも感謝しています！

ドナー休暇制度を導入した企業は、、、

骨髄移植は提供者自身にも負担がかかるため、制度面から提供をサポートすることで社員の自己実現や意識向上、企業の社会的責任を果たすことにも繋がると考えている。

また、滋賀県内の一部の市町では、ドナー休暇制度を取得して骨髄提供を行ったドナーの働く事業所に対し助成金制度が導入されているため、金銭的補償があり心強い。制度を導入したことで、間接的に患者さんの命を救っていると思うと嬉しく感じる。

滋賀県
ホームページ

【お問合せ先】滋賀県 健康医療福祉部 薬務課 TEL：077-528-3630

障害の理解のための出前講座を実施しています

障害当事者や障害者支援の専門家を講師として派遣します！！

滋賀県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例および手話等による意思疎通等促進条例を制定し、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。「障害って何？」「障害のある人とどのようにコミュニケーションをとればいいのか？」という疑問はありませんか？

障害について理解することや障害のある人との意思疎通等について学ぶため、企業や学校、自治会、子ども会などのイベントや研修会、講習会等に専門の講師を無料で派遣します。

出前講座の内容例

- ✓ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や手話等による意思疎通等促進条例の解説
- ✓ 様々な障害の説明
- ✓ 障害のある人とのコミュニケーションの方法
- ✓ 合理的配慮や障害の社会モデルの考え方 等



【お問合せ先】滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・共生推進係
E-mail：ec0006@pref.shiga.lg.jp

TEL：077-528-3542
FAX：077-528-4853

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

高齢者や障害者の雇用を支援するための助成金について、各助成金の概要・申請ポイント等をご説明します。

☆説明会内容（各回共通）

- ・高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」について
- ・障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」について
- ・個別相談（希望者のみ）

詳細はこちら→



☆開催日程

開催日	時間	定員	会場	所在地
令和7年 6月25日(水)	13：30～15：30	20名	ポリテクセンター滋賀 3階 1号室/5号室	大津市光が丘町3-13
令和7年 12月 1日(月)				
令和7年 7月16日(水)	13：00～15：00	30名	滋賀職業能力開発短期大学校 3階 視聴覚室	近江八幡市古川町1414
令和7年 10月 2日(木)				
令和7年 8月27日(水)	13：00～15：00	30名	甲賀市まちづくり活動センター 「まるーむ」2階 多目的室2	甲賀市水口町水口6009-1
令和7年 9月 2日(火)	13：00～15：00	20名	和邇コミュニティセンター 第2会議室	滋賀県大津市和邇高城12
令和7年 7月 2日(水)	13：00～15：00	15名	ハローワーク彦根 1階 会議室	彦根市西今町58-3
令和7年 10月15日(水)				
令和7年 9月17日(水)	14：00～16：00	15名	ハローワーク草津 2階 会議室	草津市野村5丁目17-1
令和7年 11月 4日(火)	13：00～15：00	15名	ハローワーク東近江 2階 会議室	東近江市八日市緑町11-19

【お問合せ先・お申込先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 大津市光が丘町3-13
TEL：077-537-1214 FAX：077-537-1215 E-mail：shiga-kosyo@jeed.go.jp

若年者やミドル世代の就職・職場定着、県内企業の人材確保を支援しています！



しがジョブパークのご案内

学生を含む若年者から概ね40歳代までの就職や職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保支援に取り組んでいます。

求職者向け

- ・就活支援(個別相談、面接練習等)
- ・就職セミナー
- ・インターンシップ等(学生/社会人)
- ・合同企業説明会(「WORKしが博」)
- ・就業体験事業(UJIターン)

企業向け

- ・人材に関する相談(人材確保・人材活用・人材育成)
- ・採用力向上セミナー
- ・各種採用イベント情報提供
- ・企業間交流、情報交換会
- ・経営層向け経営変革ゼミ

【お問合せ先】
しがジョブパーク

・所在地：滋賀県草津市西渋川一丁目1-14行岡第一ビル4F(草津駅西口より徒歩3分)
・電話：0120-69-0301
・mail：jinzai@shigajobpark.jp
・webサイト：https://shigajobpark.jp/



中高年齢者の輝きたい・働きたいを応援します！お仕事のことがらどんなことでもご相談ください！

シニアジョブステーション滋賀のご案内

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用にに向けたアドバイス等も行っています。

●利用時間

8時30分～17時まで(受付：16時まで)
※土日・祝日、年末年始は休業

●所在地

大津市梅林一丁目3-10 滋賀ビル5階
(JR大津駅北口から徒歩2分)
※近江八幡サテライト相談窓口の住所は以下のとおり。
近江八幡市鷹飼町105-2 滋賀県婦人会館内

●対象者

概ね45歳以上の就労を希望する方
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

《出張相談(予約制)》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

予約優先

相談無料

●相談

- ◇ハローワークコーナー(職業紹介)
 - ・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など
- ◇シニア相談コーナー
 - ・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など
 - ※近江八幡サテライト相談窓口においても対応(毎週木・土曜日)
- ◇企業相談コーナー
 - ・人材確保・人材活用のプランニング支援など

【お問合せ先】シニアジョブステーション滋賀

電話 077-521-5421
FAX 077-521-5455
メール s-job@bird.ocn.ne.jp
ホームページ

Q シニアジョブステーション滋賀 検索



滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点では、県内の事業所を対象に、経営課題解決に必要な専門人材の確保をサポートしています。「新規事業を立ち上げたい」、「営業に強い人材を確保したい」等のお悩みをお持ちの事業者様、ぜひご相談・ご活用ください。豊富な知識を持った拠点スタッフが丁寧に対応します。

●利用時間

9:00～17:00 ※土日祝、年末年始を除く

●所在地

大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階

●相談内容

販路拡大、海外進出、経営管理、生産性向上など

相談無料

【お問合せ先】

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点
電話：077-511-1419
FAX：077-511-1429
E-mail：s-pro@shigaplaza.or.jp
HP:https://www.shigaplaza.or.jp/service/projin/



外国人材の受入れに関する疑問、ぜひご相談ください！ 滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内

専門知識を持つ相談員（行政書士等）が、外国人材の受入れをお考えの県内事業者の皆様、就業に関してお困りの県内で居住・勤務されている外国人の皆様からのご相談に対応いたします。お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

滋賀県外国人材受入サポートセンター

- ・ H P <https://shiga-gaisapo.com/>
- ・ 電 話 050-5211-5397
- ・ 所 在 地 〒521-0015
米原市米原西4
米原西口駅前ビル1階
- ・ 受付時間 10:00～17:00
(土日祝、年末年始を除く)



こんな支援が受けられます！

- 情報提供
 - ・ 外国人材採用にかかる各種手続の説明
 - ・ 採用する外国人材像の特定に向けたアドバイス 等
- 採 用
 - ・ 各種手続きの支援
 - ・ 在留資格の取得・切替申請のアドバイス 等
- 採用後の支援
 - ・ 在留資格更新手続、社会保険等各種手続のアドバイス 等

高度外国人材の採用支援 (令和7年度ベトナム人材交流推進事業)

企業の高度外国人材採用を支援する、様々な取組を実施します。高度外国人材の採用に興味がある、イベントの詳細について聞きたいなど、お気軽にお問い合わせください。

現地日本語講座受講生への企業PR

- ・実施内容：滋賀県がハノイ工科大学生に対し提供する日本語講座内での、企業PR、受講生とのオンライン交流

- ・実施時期：通年（企業募集：通年）

ベトナム人学生の滋賀県での就業体験

- ・実施内容：日本語講座受講生を滋賀県に招聘し、県内企業での就業体験、文化体験を実施

- ・実施時期：8月末頃

ベトナムジョブフェア

- ・実施内容：ベトナムでの合同企業説明会・面接会
- ・実施時期：11月初旬（参加企業募集中）
- ・滋賀県枠：12社（イベント全体30社程度）
- ・参考（R6実績）：参加学生2,105名・内定25名

募集企業

- ・採用に向け早い段階から企業PRしたい
- ・外国人材と働くことを体感したい
- ・理系大卒人材を採用したい
- ・対面で人柄を見て採用したい 等



R6ジョブフェアの様子

お問合せ・委託

- ・お問合せ：滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業ひとづくり推進室（電話：077-528-3767）
- ・運営委託：株式会社セキショウキャリアプラス（電話：029-860-5080、メール：global04@sekisho-career.co.jp）

中高年齢者の輝きたい・働きたいを応援します！

お仕事のことならどんなことでもご相談ください！

キャリア人材バンク®

60歳以上の“もっと働きたい”を応援します

退職するシニア従業員の方へ [キャリア人材バンクの登録](#)をお勧めください
専任コンサルタントがマンツーマンで再就職を支援します

キャリア人材
バンクに登録
できる方

60歳～70歳の方で、在職中もしくは退職後1年以内の方
※他の職業紹介機関と併用可能です



公益財団法人
産業雇用安定センター（ジョブ産産） 滋賀事務所
〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階
TEL:077-526-3991 FAX:077-526-2761



サイジョボン

マンガ
再就職支援



マンガ
キャリア人材バンク



利用料
無料

令和7年度 若年性認知症を含む 認知症に関する企業向け出前研修の実施について

滋賀県では、認知症施策の一環として、県内の企業に認知症の専門医等が出向き、若年性認知症を含む認知症に対する理解を深めていただくための出前研修を実施しています。

高齢化に伴い、親の介護等で認知症の人に接する機会も稀ではなく、さらに、介護離職という新たな課題があるなか、職場において認知症に関する理解を深めることは、職場環境の改善につながる一つの機会ともなります。

また、若年性認知症は65歳未満で発症する認知症を指しますが、働き盛りの年代に発症することから、早期の気づき、適切な支援へのつなぎ、就労継続のための配慮など、職場の理解が欠かせません。そこで、企業みなさんが、若年性認知症を含めた認知症に対する理解を深め、より働きやすい職場づくりを行うことができるよう、出前研修の実施先企業を募集します。



詳細については
こちらをご覧ください
(滋賀県ホームページ)

【お問合せ先】

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課
在宅医療福祉・認知症施策推進係
電話:077-528-3522 FAX:077-528-4851
E-mail:ninchisyo@pref.shiga.lg.jp



滋賀県が仕事と介護の両立支援アドバイザーを派遣します

就労しながら介護をする人の増加が見込まれる中、従業員の方が、突然介護が始まって混乱したり、それが介護離職につながることもないよう、仕事と介護の両立に関する情報の周知が必要です。

無料!
先着順

令和7年度 事業内容

- ①両立支援アドバイザーを県内企業・団体等に派遣し、従業員の方々に両立支援制度や介護保険制度の説明を行います。
 - ②説明会后、個別相談の希望がある場合、別日にアドバイザーが相談に応じます。
- ※個別相談は1回のみ可

- ・派遣先企業は先着順で決定します（令和7年度予算の範囲内で実施。中小企業優先。）。
- ・アドバイザーの派遣は委託先（滋賀県介護支援専門員連絡協議会）より行います。

申込み方法等、詳細は
ホームページをご覧ください→



【お問合せ先】

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 企画係
TEL: 077-528-3521 FAX: 077-528-4851
E-mail: ed00@pref.shiga.lg.jp

（企業の人材育成をしっかりとサポート）事業主推薦制度のご案内

ものづくり企業



滋賀職業能力開発短期大学校

滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）では、企業における人材育成をサポートするため、生産機械技術科、電子情報技術科、住居環境科からなる高度職業訓練（2年間の専門課程）を活用した人材育成を提案しています。この制度のメリットは、

- 基礎から体系的に学ぶことにより、現場に対応できる技術・技能が身につく！
- 現場に即した環境整備なので即戦力が身につく！
- 事業主の採用活動にこの制度を活用できる！



事業主推薦制度をご利用いただいた事業主の声

弊社では、人材育成に力を入れており、その一つとして「次世代若手技術者養成プログラム」に取り組んでいます。このプログラムは、新入社員から選抜し、学費免除、給与支給のうえで滋賀職能大に2年間通学させるもので、高校生を対象とした会社案内でも紹介するなど、この制度を利用した採用に取り組んでいます。

人材開発支援助成金による助成

訓練期間中に社員に支払った賃金の一部と入校料、授業料、教科書代等の経費の一部が助成されます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 滋賀職業能力開発短期大学校 学務係 TEL: 0748-31-2254

～健康寿命延伸プロジェクト知事表彰事業～

取組大募集!!

健康寿命を伸ばすためには、県民ひとりひとりひとりが健康的な生活習慣を実践することが大切ですが、個人の健康は社会環境にも大きく影響されるため、県では「健康なまちづくり」の取組を推進しています。

心身ともに元気に楽しく過ごすため、健康づくり等に関する取組や活動を積極的に行っている地域団体および企業・事業者を広く募集します。優良な取組事例は表彰し、県ホームページ等で広く情報発信します。自薦・他薦問わず、ぜひご応募ください!!

「企業・事業者部門」取組例

■健康づくり

- ・社内ウォーキングイベントを開催
- ・社員食堂でヘルシーメニューを提供

■治療と仕事の両立支援

- (がん、若年性認知症、脳卒中、心臓病、糖尿病、難病など)
- ・通院や治療を受けやすい環境の整備
 - ・体調に配慮した柔軟な勤務の工夫や支援
 - ・病気の理解を深める研修会の開催など

詳細はコチラ



応募締切り:令和7年8月29日(金)

表彰式

開催時期:

令和7年11月予定

【お問合せ先】

滋賀県 健康医療福祉部
健康しが推進課
TEL:077-528-3657



職場における熱中症対策が義務化されます

令和6年の滋賀県内の熱中症による労働災害の発生状況は、休業4日以上 の休業災害が10人(前年比-4人)と、前年から減少しましたが過去10年間で2番目に多い結果となりました。

全国では熱中症による死亡労働災害が多発しており、その原因の多くは、「初期症状の放置・対応の遅れ」であったことから、熱中症の重篤化による死亡災害を防止し、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見して適切に対処することを目的として、労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務化されました。義務化の内容は「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」であり、令和7年6月1日から施行されます。対象となるのは「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業です。

また、滋賀労働局では、令和7年「STOP!熱中症 フールワークキャンペーン」実施要綱により、キャンペーンを展開し、暑さ指数(WBGT値)の把握とその値に応じた対策の実施等について徹底を呼びかけます。

熱中症対策の義務化、フールワークキャンペーンに関する資料は、右の二次元コードからアクセス、ダウンロードすることが可能です。

【お問合せ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL:077-522-6650

熱中症対策の義務化



キャンペーン



21世紀職業財団

2025年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. ハラスメント相談担当者セミナー キャンパス編(大学・短大向)

開催日時 2025年8月6日(水) 13:30~17:00 担当講師 清水
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用) 受講料 18,700円(テキスト購入別途)
特徴 教員・職員・学生など、立場の異なる人が集まるキャンパスの課題に特化したコース

2. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

<会場集合型> 開催日時 2025年7月8日(火) 13:30~16:30 受講料 16,500円(テキスト代込)
会場 鉄鋼会館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階)
<オンライン> 開催日時 2025年8月25日(月) 13:30~16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)
2025年9月19日(金) 13:30~16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

3. ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者だけでなく、行為者や第三者への対応をロールプレイで学びます。基本的な内容に加え、ロールプレイをじっくり体験できる1日コースで、相談対応のレベルアップにつながる絶好のチャンスです。

<会場集合型> 開催日時 2025年7月22日(火) 9:30~16:30 受講料 31,900円(テキスト代込)
会場 鉄鋼会館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL:(06) 4963-3820
右記HPよりお申込みください URL : http://www.jiwe.or.jp
E-mail : kansai@jiwe.or.jp



多彩な力が活躍する社会に
21世紀職業財団



滋賀県技能者表彰（おうみの名工）

おうみ若者マイスター

～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和7年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

※最新の情報はホームページをご確認ください。

【推薦受付・お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

☆令和7年度推薦受付期間 令和7年7月31日（木）（必着）まで

☆＜参考＞主な推薦基準 ※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみ若者マイスター

おうみの名工



おうみの名工表彰	1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能をいかして産業・社会に貢献し、他の技能者の模範と認められる者
おうみ若者マイスター認定	1 滋賀県内に居住または就業している者 2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 各種技能競技大会で優秀な成績を収めるなど、特に優れた技能を有する者

※令和7年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などでご確認ください。

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
 電気系（第二種電気工事士試験受験準備、甲乙4類消防設備士試験受験準備、低圧電気取扱業務特別教育など）
 制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）
 電子・情報系（プログラミング、IoT機器製作など）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
 電気・電子系（電子回路、シーケンス、マイコン制御、生産情報システム、電気保全など）
 建築系（建築計画、設計・製図、構造設計、部材加工、施工管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校(滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3296	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/college/	



能力開発研修のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名	開催日時	対象者	受講料	定員 申込締切
新入社員 フォローアップ研修	9月5日(金) 9:30~17:00	・新入社員の方	会員 8,800円 一般 11,000円	25名 8月15日(金)
品質管理基礎研修	10月17日(金) 9:30~17:00	・品質管理を基礎から学びたい方 ・ISO9001の推進者	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月3日(金)
ISO9001内部監査員 セミナー	11月13日(木)・14日(金) 9:30~17:00	・すでに認証登録された事業所に所属する方等	会員 16,500円 一般 22,000円	20名 10月30日(木)
「現場力を高めるマネジメント」研修	10月2日(木) 9:30~17:00	・マネージャー (管理監督者)	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 9月19日(金)
リーダー・監督者の為 の基礎研修	11月20日(木) 9:30~17:00	・管理監督者 ・管理職	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 11月7日(金)

会場：滋賀県職業能力開発協会（滋賀県大津市南郷五丁目2-14）

【お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 総務課

TEL：077-533-0850

FAX：077-537-1351

URL：https://shiga-nokaikyo.or.jp/

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。

満足度 **99** %

コース No	開催日	コース名	受講料 (税込み)
030	7/4	表計算ソフトを活用した効果的なデータの可視化 (Excel中級B)	2,200円/人
012	7/11	経理業務のDX化 【New】	3,300円/人
013	7/15	効果的なOJTを実施するための指導法	3,300円/人
014	7/16	製造分野におけるDX推進	3,300円/人
031	7/23	ピボットテーブルを活用したデータ分析 (Excel中級D)	2,200円/人
017	8/22	メンタリングによる後輩サポート	3,300円/人
018	9/5	コーチングによる後輩指導	3,300円/人
019	9/18	リスクマネジメントによる損失防止対策 【New】	3,300円/人
034	9/25	初めての文書作成ソフト活用 (Word入門)	2,200円/人

■定員

各回15人（先着順）

■時間

9:30~16:30（昼休憩1時間）

■会場

【030】 ユウコム草津校

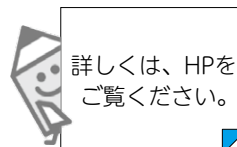
【034】 PCカレッジスタック近江八幡校

【014、017】 守山商工会議所

【上記以外】 ポリテクセンター滋賀

■対象

事業主の指示により受講される方



詳しくは、HPを
ご覧ください。

【お問合せ先】

／らしく、はたらく、ともに／

JEED

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部

ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課

大津市光が丘町3-13 TEL：077-537-1176

URL：https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



令和7年度 労働保険年度更新手続きは、 6月2日(月)～7月10日(木) までをお願いします。

年度更新手続

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、「令和6年度の確定保険料と一般拠出金(石綿健康被害救済法)」と「令和7年度の概算保険料」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

保険料の申告・納付

保険料の申告・納付は、電子申請いただくほか、「最寄りの金融機関」(銀行・信用金庫・郵便局など)、「労働基準監督署」、「ハローワーク」(申告のみ)、「社会保険・労働保険徴収事務センター」(申告のみ)、又は「滋賀労働局労働保険徴収室」でお手続きできますので、早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は、金融機関に申告書を提出することはできません。

また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室あて)も可能です。

申告書の受付・相談会

県内各地で年度更新申告書の受付・作成方法の相談会を開催しますのでご利用ください。

開催日時	会場	所在地	電話番号
6月6日(金) 9:30～15:30	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町12-34	0749-62-2500
6月11日(水) 9:30～15:30	草津商工会議所 1階セミナールーム	草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津1階	077-564-5201
6月13日(金) 9:30～15:30	甲賀市商工会 講習研修室	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
6月18日(水) 9:30～15:30	守山商工会議所 101号室	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
6月20日(金) 9:30～15:30	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町12-34	0749-62-2500
6月27日(金) 9:30～15:30	甲賀市商工会 講習研修室	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
6月30日(月) 9:30～15:30	ハローワーク高島2階会議室※ (大津公共職業安定所 高島出張所)	高島市安曇川町末広4丁目37	0740-32-0047
7月7日(月) 9:30～15:30	彦根公共職業安定所1階会議室	彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎1階)	0749-22-2500
7月8日(火) 9:30～15:30	東近江労働基準監督署 会議室	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
7月1日(火) 7月10日(木)の 開庁日 9:30～16:00	滋賀労働総合庁舎3階会議室 (大津労働基準監督署 会議室)	大津市打出浜14-15	077-522-6520

【注意事項】諸事情により中止する場合があります。中止の場合は、滋賀労働局ホームページでお知らせします。
このほか、滋賀労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署、各公共職業安定所、各社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)、金融機関※(※同時に納付する場合のみ)でも申告書を提出していただけます

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 電話077-522-6520

滋賀労働局労働保険徴収室のホームページはこちら→



7月は「滋賀県ちいさな企業応援月間」です！

小規模企業をはじめとする中小企業(“ちいさな企業”)は、地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たしていただいております。滋賀の経済や社会が今後も発展していくためには、その主役である“ちいさな企業”の活性化が不可欠となっています。

そこで、7月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として定め、ちいさな企業への関心・理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進し、ちいさな企業が滋賀県経済の持続的な発展の原動力となり、地域に貢献する企業として成長するよう、行政、経済団体、支援機関、金融機関、大学、NPOなどの関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動等を実施します。

詳細については、お問い合わせいただくか滋賀県のホームページをご覧ください！

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

TEL: 077-528-3733 FAX: 077-528-4871

ホームページ: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoku/343392.html>



労働委員会
だより

労使間のトラブルでお困りなら、 まずはこちらにご相談を！



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、労働者(労働組合または労働者個人)と使用者との間で生じた労働紛争のうち、当事者間では解決が困難になってしまったものを、中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査

(労働組合と使用者との間の紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

救済申立ての対象は、例えば・・・

- ・組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てを受けて、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を發します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん

(労働組合と使用者との間の紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・事業縮小に伴う従業員の一斉解雇を通告された。
- ・休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・給与体系の見直しで労使合意に至らない。

◆個別的労使紛争のあっせん

(労働者個人と使用者との間の紛争)

労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。(労働者、使用者のどちらからでも、あっせんの申請ができます。)

例えば・・・

- ・突然解雇を言い渡された。
- ・賃金や雇用条件を一方向的に引き下げられた。
- ・職場でハラスメントを受けている。
- ・配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

労働委員会の構成

労働者委員(5名)
(労働組合の役員など)

使用者委員(5名)
(企業の役員など)

公益委員(5名)
(弁護士など)

労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する15名の委員で構成されています。

◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法に定められた要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、県の公告によりお知らせしています。

☆当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による
無料の労働相談を実施しています

○毎月第4金曜日・・・【月例労働相談】

【会場:県庁労働委員会室】電話での予約を原則4日前の月曜日正午までをお願いします。

○10月・10月内に5回開催予定【会場:県内各地】平日夜間や休日午後の開催も予定※詳細は決定次第お知らせします。

○労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は**無料**です。相談の**秘密は厳守**いたします。まずはお気軽にお問い合わせください。

詳しくはこちらから⇒



【お問合せ先】滋賀県労働委員会事務局

TEL: 077-528-4472

所在地: 〒520-8577 大津市京町4丁目1-1

滋賀県庁東館5階

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例: 解雇、雇止め、賃金未払、労働条件変更に関するトラブル、セクハラ、パワハラ など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日: 毎週 土曜日
13:00~17:00

年金相談センター

開催日: 毎月 第2土曜日
13:00~17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760



広告

滋賀県社会保険労務士会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階

Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800

<https://www.sr-shiga.com/>

中小企業の魅力向上への取組を支援します！ 若年層等確保・定着支援事業のご案内

中小企業が企業の魅力向上により、若年の従業員を確保するために行う人材確保策および定着支援策として実施する①奨学金返還支援および②スキルアップ支援に対する補助制度です。

支援対象となる従業員（奨学金返還支援とスキルアップ支援共通）

・県内事業所に勤務する、35歳未満の雇用期間の定めのない従業員

※①奨学金返還支援については、令和7年4月1日以降に採用した職員に限る。

補助メニュー	①奨学金返還支援	②スキルアップ支援	
		(1)資格取得支援	(2)代替職員確保支援
補助対象	県内事業所に勤務する35歳未満の従業員に対する奨学金返還支援に係る以下の経費 ・従業員に対し奨学金返還支援のために直接支給される手当 ・従業員が受給した奨学金を企業が代理返還するために要した費用	DXまたはGXを目的とした従業員のスキルアップの取組に対し手当等として支出する経費 (例：資格取得手当、資格取得にかかる奨励金等)	従業員が職務として、または有給の特別休暇を取得して研修等に参加するために要した経費 (1)代替職員の新規確保に要する賃金・通勤手当・社会保険料・人材派遣費用 (2)支援対象従業員の周辺職員に対する応援手当
補助率	1/2		
補助限度額	1人あたり9万円/年 ※1社あたり最大5人	1社あたり20万円/年	

※詳細については、ホームページで御確認ください。

URL： <https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/343879.html>

お問合せ先

・産業支援プラザ 総務企画部 情報企画課 ・電話：077-511-1411 ・メール：jo1999@shigaplaza.or.jp

シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

はじめてのパソコン講習、
介護送迎運転者講習【大津 8月開催】、
MOS検定対策講習【365ワード編】、
警備技能講習 等

◆お仕事募集中

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。短期間・短時間に関わらず人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。
活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490
URL：<https://www.sjc.ne.jp/shigapref/>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873 URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp